

平成 27 年 7 月 30 日
相 模 原 市 発 表 資 料

第四次厚木基地騒音訴訟 東京高裁判決に関する 相模原市長のコメント

このことについて、相模原市長として次のとおりコメントします。

判決文については詳細を確認していないが、報道等によると、今回の判決は、第一審判決と同様に騒音被害の違法性を前提とするものと理解している。国は、改めて住民の苦しみを重く受け止め、激しい騒音を伴い人口密集地の上空を飛行する異常な事態を、一日も早く解決すべきである。

本市では、これまで相模原市米軍基地返還促進等市民協議会や、神奈川県及び厚木基地周辺各市とともに、国や米軍に対し、騒音被害の軽減と、騒音問題の抜本的解決を図るよう強く要請してきており、今後も引き続き、騒音被害の抜本的解決に向けた取り組みを粘り強く進めてまいります。

お問合わせ先
相模原市渉外課
電話 042-769-8207